## 第1911回埼玉県教育委員会定例会

1 日 時 令和3年7月26日(月)

午前10時開会

午前11時15分終了

- 2 場 所 埼玉県教育局教育委員会室
- 3 出席者 髙田教育長、伊倉教育長職務代理者、遠藤委員、石川委員、戸所委員、坂東委員、萩原副教育長、佐藤教育総務部長、日吉県立学校部長、石井市町村支援部長、臼倉県立学校人事課長、阿部小中学校人事課長、小谷野生涯学習推進課長、衛藤文化資源課長
  - 栗原書記長、岩﨑書記、原口書記
- 4 会議の主宰者 髙田教育長
- 5 会 議
  - o 髙田教育長が、7月11日付けで教育委員会委員に就任した坂東由紀委員を紹 介した。
  - o 髙田教育長が、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、伊 倉委員を教育長職務代理者に指名した旨報告した。
  - o 髙田教育長が、坂東委員の就任に伴い、埼玉県教育委員会会議規則の規定に基づき、各委員の議席を指定した。

## (1) 前回議事録の承認

- o 全出席委員異議なく本件記載どおり承認
- o 髙田教育長が、伊倉教育長職務代理者を議事録の署名者に指名した。

## (2) 議事

第59号議案 教育局等の職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令に いて 上程

- 栗原教育総務部副部長兼総務課長(提案理由、現行訓令の内容、改正の内容及び 施行期日について説明)
- 遠藤委員 いずれも非常時であり、柔軟に対応することが大事だと考えますので よろしくお願いします。
- 高田教育長 知事部局の職員も同様の改正がされるという理解でいいでしょうか。
- 栗原教育総務部副部長兼総務課長 今回、教育局と知事部局と施行期日をそろえ て改正をします。
- o 全出席委員異議なく本案原案どおり可決
- 第60号議案 埼玉県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則について 上程
- 臼倉県立学校人事課長(提案理由、現行規則の内容、改正の内容及び施行期日に ついて説明)
- 高田教育長 3校の分校は、来年度4月1日に開校するため、現段階で規則を改正し準備に入るという理解でいいでしょうか。
- 臼倉県立学校人事課長 そのとおりでございます。
- o 全出席委員異議なく本案原案どおり可決
- 第61号議案 令和4年度当初教職員人事異動方針について 上程 臼倉県立学校人事課長(提案理由及び基本方針について説明)
- 伊倉教育長職務代理者 2ページにある転任・転補に「魅力ある学校づくりを推進するため」とありますが、地域社会との連携が重要だと思います。地域からの視点から考えると、管理職の同一校の勤続年数は2年では短いと感じます。私自身の経験でも、2年だとお互いに分かり合える関係になったところで異動になってしまいます。様々な事情があると思いますが、地域との兼ね合いを考えると最低3年間は同一校にいてほしいと思います。また、3ページの人事交流ですが、これまでも中学校と高等学校の人事交流は十分にされていると思い

ますが、学校訪問をすると高等学校で中学校の教育内容の学び直しをしている ことがあります。現状を理解してもらうためにも、学校種間の人事交流をより 活性化してほしいと思います。

- 日倉県立学校人事課長 校長の同一校の勤続年数ですが 現状では2、3年間の 異動が多いですが、委員お話のとおり、校長の勤続年数が短いとの意見もあり ます。そのため、できる限り同一校の長期化を目指していきたいと考えており ます。また、学校種間の人事交流ですが、学校種間の理解が重要であると思い ますので人事交流を積極的に行っていきたいと考えております。
- 遠藤委員 教育基本法第13条では、「学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、相互の連携及び協力に努めるものとする。」と規定しており、学校と地域の連携は校長の職務ですが、学校全体が地域と交流し、校長が異動しても変わらず地域との交流が行えるようお願いしたいと思います。
- 日倉県立学校人事課長 学校では、地域との連携を様々な形で行っており、県立 学校でも、例えば学校評議員会や学校評価懇話会に自治会長など地域の方々に 参加いただいております。また、部活単位で地域との交流も行っており、今後 も地域に根ざした学校づくりを進めてまいりたいと考えております。
- 石川委員 市町村立小・中学校等の教職員の人事異動ですが、市町村教育委員会の内申の尊重と記載してありますが、市町村立小・中学校の教職員の任命権は、 県教育委員会であり、市町村教育委員会の内申を尊重することは当然のことですが、県が主導的な役割を担うことも必要であると思います。小・中学校の教職員の人事異動は、どういった方針があるのでしょうか。
- 阿部小中学校人事課長 小・中学校の教職員の人事異動は、市町村教育委員会の 内申を尊重し、県は全県的な視野に立って広域の人事異動を行っています。人 事異動を決定する当たり、市町村教育委員会の事情や状況等を考慮する部分も ありますが、県教育委員会は、全県的な視野に立ちながら教育水準を高めてい くことが必要であり、地域ごとに偏りがないよう教員の配置を進めています。 そのような方針の下、市町村教育委員会の理解を得ながら進めてまいります。
- o 全出席委員異議なく本案原案どおり可決

- 遠藤委員 人生100年時代の学び直しについては基本的に賛成です。ただ、現在起きているコロナ感染症と同様に、予測不能な状況が起きる可能性があります。今後は、学び直しをリカレント教育に変えて、資格取得など生活に有用な能力を獲得することに転換することが必要ではないかと考えます。例えば、自然災害から命を守るためにはどのような知識・能力が必要なのか、そういった観点も含め、次の生涯学習の方針に取り入れていかなければ地域社会も充実していかないのではないかと感じます。
- 小谷野生涯学習推進課長 生涯学習を始めるきっかけは様々ですが、委員お話の とおり、これからの学び直しは、自分のものだけでなく、社会にいかに還元し ていくのかが重要であると考えます。その点についても生涯学習審議会で議論 をお願いしたいと思います。
- 戸所委員 10年前に県が策定した「埼玉県生涯学習推進指針」に基づいて、それぞれの市町村で三つの柱を基に取組が行われてきましたが、この10年間は何が課題であったのか、これから何が必要なのか、今までの10年間の取組等のPDCAサイクルを確認しなければ、新たな指針を検討することが出来ないと思います。この10年間はどのような仕組みで実施してきたのか、具体的に教えてください。
- 小谷野生涯学習推進課長 現行の「埼玉県生涯学習推進指針」では、「学びを支える」「学び合いを支える」「学びの成果の活用を支える」の三つの大きな指針を示しました。そしてこれに基づく方策を挙げ、市町村や各団体が取組を行ってきました。この指針は、具体的な数値目標を示しておらず、厳密に評価をすることは難しいですが、県政サポーターアンケートの結果で、生涯学習に対する関心が高まっていることや、講座数の増加などの受け皿の広がりを見ると、県民の生涯学習の意識が大分浸透してきたと感じます。新たな指針では、人生100年時代、グローバル化、ICTの進展、コロナ感染症などを踏まえ、新た

な時代の課題に対する対応や、先ほどの遠藤委員のお話のとおり、新たな考え について、生涯学習審議会で議論していただきたいと考えております。大きな 枠組みの中での考え方を生涯学習審議会で議論していただき、その後、答申を 具体化して施策等に結び付けていきたいと考えています。

- 戸所委員 現行の指針の14、15ページにあるとおり、三つの指針を示し、取組を促すというフレームワークで行ってきたと思いますが、この10年間は、市町村教育委員会など各関係機関をどのように県教育委員会が支えてきたのか分からない部分もあります。諮問事項としてはこれでいいと思いますが、言葉だけは非常にきれいな言葉が並んでおり、どういった課題があり、今後どのようにすべきか、イメージしにくいところもありますので、この10年間をしっかり踏まえて取り組んでほしいと思います。
- 小谷野生涯学習推進課長 生涯学習審議会に諮問する際には、今までの10年間 の活動について説明し、それを踏まえて議論していただきいと考えております。
- 遠藤委員 しっかりとした評価に基づいた答申をしてもらうためにも、今までの 10年間の評価が必要だと思います。時代の変化により、今後の10年間で多 少方向性が変わることもあるかもしれませんが、本質が変わらないよう今まで の10年間の取組の評価が必要だと思います。
- 石川委員 諮問事項の新たな生涯学習推進の方向性は、「新たな」の部分だけクローズアップされると今までの積み重ねの部分が否定され、新規の内容を打ち出さなくてはいけないのでないかという意識になるかもしれません。そうすると今までのやってきたこと、積み重ねてきたことが生かされない可能性があるため、生涯学習審議会に諮問する際には、今までの経緯を踏まえてどのように活動して、どういった成果があったのか、丁寧に説明し、その延長線で今後の方向性について検討してもらえるようお願いします。
- 小谷野生涯学習推進課長 生涯学習審議会では、いままでの経緯と成果を含め、 丁寧に説明をしたいと思います。
- 伊倉教育長職務代理者 本議案の資料を見ると、高齢者、障害者等のカテゴリー 別に考えられているので、生涯学習は学校教育の後に来るものというイメージ

を持ってしまいます。本来であれば、自らの生き甲斐を創出することが重要ということでの生涯学習の中に、義務教育も一時期としてあるという考え方だと思います。生涯学習審議会で議論をしてもらう際には、学校卒業後だけを考えるのではなく、幼児期から小・中・高等学校、大学、社会人、高齢者という人生の中で、自分にとって素晴らしい学びをどのように得ていくのか、本質の議論をしてもらえるようお願いしたいと思います。単純にイベントや講座を増やすのではなく、県民一人一人の人生を豊かにするために生涯学習をいかに有効に活用していくのか、生涯学習審議会には、高所から検討をお願いしたいと思います。

- 小谷野生涯学習推進課長 自ら生涯学ぶというフレームの中に、学校教育、社会教育、家庭教育が、手段としてあるとの位置付けを踏まえた上で審議会で議論できるようにしたいと思います。
- 高田教育長 2ページにあるとおり、前回の生涯学習推進指針を策定してからの 経過を記載しておりますが、御指摘いただいたとおり、生涯学習審議会に審議 していただくためにも事前にこの10年間の活動を総括及び評価を行い、課題 を洗い出して説明ができるよう県教育委員会としてしっかりと取り組んでまい ります。
- o 全出席委員異議なく本案原案どおり可決

第65号議案 令和3年度埼玉県指定文化財の指定及び指定解除について 上程 衛藤文化資源課長(提案理由、新たに埼玉県指定文化財に指定するもの、埼玉県 指定文化財の指定解除とするものについて説明)

- 伊倉教育長職務代理者 「秩父川瀬祭の川瀬と屋台の行事」は、子供たちが中心となって行っていますが、地域に残していくために地域の方々は様々な努力をされていると思います。県の無形民俗文化財に指定されるとどのようなサポートを受けることが出来るのでしょうか。
- 衛藤文化資源課長 この行事は川瀬祭保存会が行っていますが、その保存会が行 う記録の保存や伝承者の育成など、保存に必要な行事に対して補助金を交付し

ています。具体的には行事の映像の作成や屋台囃子の講習会の開催、行事で曳き回す屋台等の修理などを補助対象としており、将来に渡ってこのような行事が行えるようサポートしています。

伊倉教育長職務代理者 特に、無形民俗文化財については、県のサポートを行い、 子供たちに多く体験してほしいと思います。

- o 全出席委員異議なく本案原案どおり可決
- (3) 次回委員会の開催予定について

8月11日(水)午前10時

## < 非公開会議結果>

第63号議案 埼玉県生涯学習審議会委員の任命について

生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律及び埼玉県生涯学習審議会条例の規定に基づき、20人の委員を任命することを決定しました。

第64号議案 埼玉県社会教育委員の委嘱について

社会教育法及び埼玉県社会教育委員に関する規則の規定に基づき、20人の委員を委嘱することを決定しました。

第66号議案 教職員の懲戒処分について

非違行為を行った羽生市立川俣小学校の事務主事 (29歳)に対して、3月間停職する懲戒処分を決定しました。

第67号議案 教職員の人事について

県立新座高等学校教頭田部井洋を、8月1日付けで県立狭山清陵高等学校長として発 令する人事案を決定しました。